

平成 2 9 年度三木町農業委員会
2 月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成 29 年度三木町農業委員会
2 月定例会議事録

(会 期) 1 日間
(開催年月日) 平成 30 年 2 月 20 日
(会議時間) 13 : 30 ~ 15 : 20
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 18 名

1 番	渡辺 正春	11 番	井戸 俊博
2 番	佐竹 一夫	12 番	藤澤 勇一
3 番	藤本 義伸(欠席)	13 番	中川 詰郎
4 番	香西 俊之	14 番	谷井 正隆
5 番	新地 照男	15 番	鎌倉 博之
6 番	溝渕 廣明	16 番	小松 洋子
7 番	松田 隆雄	17 番	鎌倉 守
8 番	香川 県	18 番	高尾 壽一(会長職務代理)
9 番	入倉 修一	19 番	脇 博文(会長)
10 番	多田 孝夫		

(事 務 局)

1. 山地修事務局長
2. 石井健一課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 安元哲平係長
5. 稲田貴之主任主事
6. 大西浩之係長
7. 岡田知樹主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による買受適格証明願について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地改良届について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 使用貸借返還通知について

(2) 農業経営改善計画認定申請について

(3) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(4) 地区会議の報告について

(5) その他

事務局

それでは、2月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等12件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、藤本委員です。定例会議事録署名委員につきましては、谷井委員と鎌倉委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が8件と報告案件が3件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：田中字尾端 1筆 4.64㎡

地 目：田1筆

譲渡理由：耕作不便

譲受理由：耕作利便

権 利：所有権移転贈与

番号1について、現在譲受人の耕作面積は1,213㎡となっていますが、今回の申請地は、譲渡人の農地に入り込んでいる状況であり、譲受人の農地と一体となっています。譲受人以外が耕作できず、下限面積の例外なっており、面積、形状等からみて、これに隣接する農地を一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地にあたる判断され、申請されたものです。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

4番委員

番号1については、事務局より説明がありましたが、譲受人と譲渡人の農地は隣接しています。譲受人が10年ほど前に畦畔をしました。その折、測量が間違っていたのかどうかはわかりませんが、申請人の親たちが立ち会いをしていたわけですから。その時に譲渡人の農地に食い込んでおったということで、双方の話し合いで申請に至りました。特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：氷上字長楽寺 3筆 1,096㎡
地目：田1筆、畑2筆
現況：境内地3筆
目的：既存保育施設平屋建 1棟 168.07㎡
既存物置平屋建 1棟 6.98㎡
併用地：境内地内 2,274.32㎡
造成時期：昭和52年頃から

番号2 申請地：氷上字北福万 1筆 322㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：宅地拡張
併用地：宅地 741㎡
造成時期：昭和50年頃から

番号3 申請地：下高岡字江村 1筆 111㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：既存住宅2階建 1棟 268.77㎡
併用地：宅地 200.99㎡
造成時期：昭和60年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましても、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周

辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字四角寺 1筆 499㎡
地目：畑1筆
現況：雑種地1筆
目的：新築住宅2階建 1棟 113㎡
権利の種類：所有権移転売買
造成時期：平成27年頃から

番号2 申請地：氷上字長楽寺 1筆 26㎡
地目：畑1筆
現況：境内地1筆
目的：既存保育施設平屋建 1棟 168.07㎡
権利の種類：所有権移転売買
併用地：境内地等 3, 344.32㎡
造成時期：昭和52年頃から

番号3 申請地：氷上字長楽寺 1筆 106㎡
地目：田1筆
現況：水路1筆
目的：駐車場拡張
権利の種類：所有権移転売買
併用地：雑種地 626㎡
造成時期：昭和56年頃から

番号4 申請地：井戸字中井戸 1筆 263㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：既存集会所平屋建 1棟 91.05㎡
権利の種類：賃貸権設定
造成時期：平成10年頃から

番号5 申請地：井戸字中井戸 4筆 1, 166㎡
地目：田4筆
現況：田4筆
目的：新築分譲住宅2階建 5棟 55㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いいたします。

1.2 番委員

それでは、現地調査の報告を行います。2月分の農地法関連の申請について去る、平成30年2月15日(木)の午前9時から4条申請3件、5条申請6件（うち、1件は競売の適格証明願い）につきまして、高尾職務代理者、中川委員、藤澤委員(当番委員)、事務局3名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号1から3、5条申請、番号1から4、5条の競売申請です。こちらにつきましては、既に造成が行われており、農地としての利用が行われていない状況でしたが、始末書

が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

13番委員

4条申請番号1について、境界の確認をしました。特に問題はありませんでした。

事務局

4条申請番号2について、担当農業委員が欠席のため事務局より説明します。

申請地につきましては、すでに造成されておりますが、当時、南側にある道路から住宅への進入路がありませんでした。そのため、進入路として畑である所有農地を無断で造成し、使用していたものです。すでに造成されていることもあり、また地元土地改良区等から同意も得ており、始末書から本人も反省の意を示していることから、やむを得ないと思われま

2番委員

4条申請番号3について、特に問題はありません。

18番委員

5条申請番号1について、譲渡人と譲受人は親族関係になります。男井間池と女井間池の間になり、すでに造成しており、ここに家を建てたいということです。

13番委員

5条申請番号2について、以前の保育所部分ですが、その部分だけを売買するものです。

5条申請番号3について、特に問題はないと思います。

1番委員

5条申請番号4について、集会場として活用されており、特に問題はないと思います。

5条申請番号5について、境界等もきちんとされており、特に問題はないと思います。

会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による買受適格証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による買受適格証明願について

番号1 申請地：井上字池上 1筆 228㎡

地目：畑1筆

目的：既存住宅2階建

区分：競売

開札期日：平成30年3月14日

併用地：山林 313㎡

番号1については、もともとの所有者が死亡し、現在未相続地となっています。相続人間の話がまとまらず、相続ができていない状況です。そのため、今回競売にかけ、その落札金で解決するという話し合いになったということです。しかし、現在は、申請人の家がすでに建っており、今般競売に参加し、所有権を得ようとするため、適格証明願が出されたものです。併用地である地目山林に家が建っている現状です。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号農地法第5条の規定による買受適格証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号、非農地証明願について

番号1 申請地：井上 29㎡
地 目：畑
目 的：農業用倉庫

番号2 申請地：下高岡 106㎡
地 目：田
目 的：農業用倉庫

番号1について、説明します。

申請者の父が農業用倉庫を建築し、当時地目を変更せずに現在に至っています。この度、申請人が、田畑を処分しようと考えていた際に、登記地目と現況があっていないことが判明したため、申請に至ったものです。面積も非農地証明が可能な200㎡以下になっており、使用方法も農業用倉庫のため許可相当と判断されます。

番号2について、農業を継続していくうえで必要となり、自分が所有する農地に無断で農業用倉庫を建築したものです。この度、登記地目と現況があっていないことが判明したため、申請に至ったものです。面積も非農地証明が可能な200㎡以下になっており、使用方法も農業用倉庫のため許可相当と判断されます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が12件、再設定が14件で合計26件になります。総設定面積は87,042㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は7件で、総設定面積23,701㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地改良届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地改良届について

番号1 申請地：池戸字中城 1, 932 m²
地目：田2筆
改良目的：耕作利便のため
工事内容：良質花崗土による盛土、締固め

番号2 申請地：氷上字渡池 1, 346 m²
地目：田3筆
改良目的：耕作利便のため
工事内容：良質花崗土による盛土、締固め

番号1について説明します。

申請地は、池戸商工センターから北へ300mに位置し、東側を小蓑前田東線に接する農地です。こちらは、隣接道路から50cmほど低くなっており、隣接道路から直接農地へ入るのが難しいことから、道路と同じ高さにするため、盛土をするということでした。

番号2について説明します。

申請地は、氷上八幡神社から南西へ300mに位置し、周囲を自己所有農地に囲まれている農地です。3枚の農地の高さを均一にそろえるため、盛土を行うとのことでした。水利組合の同意も取っており、また周辺農地は自己農地のため特段問題はないものと思われま

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

12番委員

農地改良届ですが、基本的に良質の花崗土で盛土をして、転圧するという軸がありますが、そのあたりの説明はどのようにしているのですか。

事務局

改良後、引き続き農地と利用するため、改良届を出してもらっています。連続する田を1枚にして耕作しやすくするため、盛土、切土を行いたいという相談がよくありますので、農地改良届を提出していただき、その後農地として使用するよう指導しております。

12番委員

今回の申請は、水田として耕作するわけですか。水田として耕作するならば、工事内容として、雨土戻しという表現を追加してください。

事務局

わかりました。

会長

ありがとうございます。次回の記載の時はよろしくお願いします。他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで終わります。続きまして、報告案件、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：鹿庭字上連東 2, 359㎡
地目：田3筆
解約日：平成30年1月24日
解約理由：病気等で労力不足

番号2 申請地：鹿庭字別所 717㎡
地目：田1筆
解約日：平成30年2月9日
解約理由：高齢化

番号1について、残存小作であり、病気等により労力不足のため解約します。

番号2について、残存小作で、高齢化により農業ができなくなったため解約します。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第3号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：池戸 21㎡
地目：田1筆

解 約 日：平成30年1月30日

解 約 理 由：その他

番号2 申 請 地：田中 1, 213 m²

地 目：田2筆

解 約 日：平成30年2月1日

解 約 理 由：本人耕作

番号1について、公衆用道路がつく部分を分筆し、解約するものです
番号2について、本人が耕作するため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画認定申請について説明します。三木町農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて、三木町では他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人あたり370万円程度、年間の労働時間を2,000時間程度を目標にしています。平成29年11月と平成30年2月に認定申請7経営体と新規認定申請2経営体の合計9経営体の方と、農業経営改善計画作成相談会を実施しました。当日、認定申請者ご自身の意思による5年後、平成35年の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものです。また、2経営体が辞退の申し出がありました。これにより、本町全体の認定農業者数は81経営体となる見込みです。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、終わります。続きまして、地区会議の報告について、地区会議の代表者から報告をお願いします。

小倉田中・三木東部地区代表(農地利用最適化推進委員)

農地利用の最適化の取組みとして、各地区での活動内容を報告することが必要となったことから、各地区代表者から平成29年度 地区会議の報告をさせていただきます。

代表者に選出されました農地利用最適化推進委員の小倉です。平成30年2月6日(火)午後6時から開催されました田中・三木東部地区の地区会議の報告をいたします。当日は、農業委員9名、推進委員7名、香川県農地機構2名、JA三木町支店4名、香川県農業会議1名、事務局7名の計30名の出席がありました。

地区会議の議題内容としては、(1) 農地利用最適化推進の取組体制について、事務局からの説明
(2) 代表者、書記の選任について 代表者は小倉推進委員、書記は戸井推進委員を選出
(3) 戸別訪問による意向調査の実施について、平成30年2月調査について、事務局からの説明
(4) 人・農地プランの概要と田中・三木東部地区プランの見直しについて、事務局からの説明、の4件の議題について会議が進められました。

なお、その他では、委員から1点の質問がありました。

中山間地域(小菘地区)における農業者の高齢化、後継者不足の進行と担い手不足についての質問でした。事務局からは、中山間地域においては、1法人があるものの担い手の確保・育成が急務であるが、当面は、当面は中山間地域等直接支払交付金事業の活用による農地保全の継続していく。また、担い手確保につながる国・県補助事業の活用を今後検討していく、と回答がありました。以上で、田中・三木東部地区会議の報告を終わります。

村松平井・氷上地区代表(農地利用最適化推進委員)

続きまして、平井・氷上地区の代表者に選出されました農地利用最適化推進委員の村松です。

平成30年2月8日(木)午後6時から開催されました平井・氷上地区の地区会議の報告をいたします。当日は、農業委員9名、推進委員7名、香川県農地機構2名、JA三木町支店4名、香川県農業会議1名、事務局7名の計30名の出席がありました。

地区会議の議題内容としては、(1) 農地利用最適化推進の取組体制について、事務局から説明
(2) 代表者、書記の選任について 代表者は村松推進委員、書記は鈴木推進委員を選出
(3) 戸別訪問による意向調査の実施について、平成30年2月調査について、事務局からの説明
(4) 人・農地プランの概要と平井・氷上地区プランの見直しについて、事務局からの説明の

4件の議題について会議が進められました。

なお、その他では、委員から3点の質問がありました。1点目の担い手対策・遊休農地対策と担い手集積率についての質問では、新規就農者等の担い手の確保・育成と戸別訪問による出し手農地の掘り起こし、農地中間管理機構への斡旋誘導から担い手への集積・集約を集積率に繋げていくと事務局から回答がありました。

2点目の耕作放棄地と相続未登記についての質問では、遊休農地の所有者に対する意向調査を順次進めていくとの回答と、香川県農業会議から相続未登記の公示制度の運用に向けた考え方について説明がありました。

3点目の農地中間管理機構の出し手農地の条件については、機構が受ける農地の条件と担い手の条件に合った農地を斡旋していくと香川県農地機構の農地集積専門員から説明がありました。

以上で、平井・氷上地区会議の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、終わります。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画認定申請について説明します。三木町農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて、三木町では他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人あたり370万円程度、年間の労働時間を2,000時間程度を目標にしています。平成29年11月9日、10日に変更認定申請1経営体と新規認定申請1経営体の合計2経営体の方と、農業経営改善計画作成相談会を実施しました。当日、認定申請者ご自身の意思による5年後、平成34年の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものです。本町全体の認定農業者数は80経営体となる見込みです。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2

項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

7番委員

これは単純に言うとも時間あたりが、1番の経営体は1万円程度となりますよね。2番の経営体は、時間あたりが、だいたい1千円程度ですが、実際これだけ違いがあるものですか。この数字が本当に正しいのですか。

事務局

時間あたりの所得につきましては、香川県東讃農業改良普及センターの普及員の方が、品目ごとの時間あたりの利益率を出しています。特に麦が時間あたりの利益が非常に高くなっています。逆に野菜などは、売り上げは高いが時間あたりに直すとあまり利益率は高くないという風な形になっています。1番の経営体は、数名、麦を主としている個人の認定農業者の方が認定をおりられて、法人に加入していますので、そちらの兼ね合いあり、麦の作付面積が12ha、こちらが主な収益源になっています。麦や米で利益が上げられるということで、時間あたりも2番の経営体と比べると高いということになります。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで終わりたいと思います。続きまして、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、地籍調査とはといった形で、地元説明会で使用しているもので、地籍調査の概要について説明します。

(地籍調査についての映像、資料読み上げ)

今回の案件については、平成28年度に調査した立石地区の一筆地調査の結果で、農地変更調書のとおり、農地に関係する地目に変更がありましたので、ご審議いただき承認をお願いします。なお、調書の農業委員会意見欄中、転用許可の有無及び原状回復命令の見込については、あらかじめ事務局により確認していただいています。よろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。初めてのことで、難しいとは思いますが、何かわからない点があれば言っていただけたらと思います。

調書の見方ですが、地籍調査の前の面積と後の面積が変わりましたということですね。

事務局

はい。それと、地目の変更も同時に書いています。例えば、番号1は、地目が田から公衆用道路に変わっています。

会長

わかりました。田から公衆用道路になったということですね。農地に関連するところをあっているかどうか確認をする。それが済んだら登記される。これからずっと地籍調査が始まりますので、役場の人が地籍調査をした時に書類をよくご確認いただきたいということです。

18番委員

これは、農業委員会で承認する必要があるわけですか。

事務局

農地に絡む地目変更については、農地法の規定もありますので、農業委員会で許可を得るということで、ただ、現況としてはお手元にお配りしている、農地変更調書に書かれているものが現況なので、農業委員会でここは農振農用地の田だから、田以外には変わらないといわれても、現況は家が建っているものについては、宅地としてしか地目を認定することはできないので、どうしてもですが、法上は、農業委員会で諮らなければならないとなっています。調査結果はこのようになっていますので、農業委員会の許可をいただき、町から法務局に届ける形になります。

18番委員

地元は承知しているのですか。

事務局

土地所有者との境界立会で、境界を確認したうえで地目の確認も、例えば、ここは田となっていますが現況は道になっていますねとか、山林になっていますねとか、確認したうえで調書を作っています。

12番委員

副会長も言っていますが、農業委員の我々が逐一現地に出て、農地を確認したわけではないけれども、要するにこの方についてはこうなりました、ということそのまま農業委員会としては確認したということになるわけですね。

事務局

今回のことで、了承をいただければ、このまま法務局に届けるように、所有者の方には、調査した時にこういうふうな現況がなっていますので、それで調査させていただきますというのは言って

おります。

12番委員

会長、そういうことで我々もなかなかすべては確認できませんね。

会長

これは、地籍調査したことです、間違いのないと思、手続き上こういう段取りが必要ということ。それでは、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。その他、何かありますか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年3月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____